

仕様書イメージ

この仕様書イメージは、契約締結候補者と本市が契約を締結するに当たっての仕様を案として整理したものです。企画提案書作成の参考として活用してください。

なお、本市との協議により、仕様の内容を部分的に変更することは可能です。

本業務の実施要領に掲げた目的を十分に理解したうえで、効果的かつ効率的な企画提案を受け付けます。

1 業務概要

(1) 業務名

廿日市市宮島歴史民俗資料館キャッシュレス決済導入等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、廿日市市宮島歴史民俗資料館の運営業務において、POS機能付きセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末（以下「機器」という。）を導入することにより、多様な支払方法の提供による利用者の利便性向上を図るとともに業務の効率化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 製品の調達

機器の調達、設置及び初期設定

イ 指定納付受託

キャッシュレス決済端末による収入金の指定納付受託業務

ウ その他

機器の操作研修及び運用保守サポート

(4) 業務期間

ア 導入作業

契約締結日から令和9年3月31日まで（初期設定及び操作研修含む。）

※ 設置スケジュールについては、発注者と受注者で協議の上、決定する。

イ 上記機器の運用保守、指定納付受託業務

運用開始日から3年間

(5) 設置場所及び設置数

設置場所：広島県廿日市市宮島町57番地 廿日市市宮島歴史民俗資料館

設置数：1台以上

導入機器：POS機能付きセミセルフレジ、セミセルフ式自動釣銭機、レシートプリンタ、金額表示用ディスプレイ、レシート用ロール紙、キャッシュレス決済端末

廿日市市宮島歴史民俗資料館

開館時間 9:00～17:00

休館日 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）、
12月26日から12月31日までの日

2 納入機器基本仕様

調達する機器は、新品であること（中古品及びリリース品は不可）。

(1) POS機能付きセミセルフレジ（以下「POSレジ」という。）の機能及び機器構成など

ア キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。

イ POSレジとキャッシュレス決済端末が連動可能又は一体化しており、POSレジとキャッシュレス決済端末とで金額の二度打ちが発生しないこと。

ウ カラー液晶ディスプレイタッチ式搭載であること。

エ ディ스플레이は職員側及び利用者側双方に項目の表示と操作ができ、カスタマイズが可能であること。

オ インボイス（適格請求書）制度に対応すること。

カ POSの商品マスタに関して、品目等の名称、単価の登録及び変更が可能であるなど、業務効率化に資すること。

キ POSレジ上で、当日の各処理件数を表示できること。また、品目・部門及び支払い種別の自動集計機能を有すること。

ク 登録した情報を保持し、発注者が次の情報を最低限ダウンロードできること。

- 1 取扱年月日
- 2 施設名、取扱窓口
- 3 品目ごとの支払い種別
- 4 単価
- 5 数量
- 6 収入金額
- 7 会計日時

ケ 収納日、品目、支払い種別の金額及び件数が月別・日別等で集計可能であり、集計データはcsv又はExcel形式データで外部出力できること。

コ 不正アクセス対策、ウイルス対策など十分なセキュリティ対策を実施すること。

サ 誤って精算した場合、精算取消が可能であること。

シ レシートは利用者以外に施設用として、複数枚自動発行できること。

ス 自動釣銭機内の現金残高をディスプレイ表示及びレシート出力が可能であること。

セ 金種指定又は金額指定で入金や出金が可能であること。

ソ 操作ログ等を電子データ化し記録・保存が可能なこと。

タ 入金時の不良硬貨及び紙幣のリジェクト機能を有すること。

チ トラブル発生時には、トラブル発生箇所が特定可能なガイダンス表示機能を有すること。

ツ ルーターは、発注者が別に調達するインターネット回線終端装置に接続し、本業

務で導入及び設置を行う機器と接続し、安定的に稼働するよう設定を行うこと。

テ 通信障害等のオフライン時であっても、ローカルエリアネットワークを構築するなど、会計業務（現金のみ）を止めないように継続利用が可能なこと。

(2) 自動釣銭機に関する要件

ア 現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができ、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。

イ 入金情報について、POSレジと連動し、支払額、投入金額、釣銭が表示されること。

ウ 自動釣銭機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。

エ 釣銭の排出をPOS側でコントロールでき、釣銭の取り忘れ防止（ランプ点灯及びアラート音）の対策ができること。

オ 紙幣及び貨幣の収納枚数が上限を超える前及び各種釣銭がなくなる前に警告メッセージが表示されること。

カ 自動釣銭機操作のログ管理機能を有すること。

(3) キャッシュレス決済端末に関する要件

ア クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。

イ P I N入力に対応しており、Q Rコード読み取り用のカメラが搭載、タッチ決済リーダー、接触I Cリーダー、デュアルヘッド磁気リーダーが1つの端末（一体）に搭載されていること。また、P I N入力、電子サインに対応しており、Q Rコード読み取り用のカメラが搭載されていること。

ウ クレジットカード等の信用情報照会は、即時与信が可能であること。

エ カード決済承認番号が即時取得可能であること。

オ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。

カ P C I D S S (Payment Card Industry Data Security Standard)の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。

キ キャッシュレス決済データは、その日のうちに当日分のデータを集計し、確認ができること。

ク 決済誤り等発生時に返金・取消処理等が容易に行えること。

ケ クレジットカード等の取り忘れ防止機能を有すること。

コ クレジットカード等の支払い方法については、一括払いのみとすること。

サ 窓口で職員と利用者間で接触なく決済ができること。

(4) 運用・保守

操作方法、運用上におけるトラブルなど、開館期間、電話サポート（遠隔サポート含む。）の対応が可能であること。

(5) その他有益な独自提案

本業務の目的を踏まえ、効果的な独自提案がある場合は、積極的に提案すること。また専門的な立場から他の自治体事例や今後の技術革新を見据えての提案も同様とする。

3 キャッシュレス決済

キャッシュレス決済は、利用者の利便性を考慮した次の決済サービス及び各ブランド、その他提案によるものとする。

なお、キャッシュレス決済の種別については、適宜見直すことができるものとし、受注者と協議の上、決定するものとする。

各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。

- (1) クレジットカード VISA、Master、JCB、American Express
- (2) 電子マネー 交通系 IC、WAON、Apple Pay
- (3) QRコード PayPay、LINE Pay、d 払い、au PAY

4 指定納付受託業務

- (1) 受注者又は受注者により指名された収納代行事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の第 1 項に規定する指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を市に納付する事務を行う。

- (2) 指定納付受託の方法

ア クレジットカード等により決済した収入は、各月末日を締め日とし、発注者と受注者が協議して決定した日までに、発注者が指定する口座に納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。

イ 振込手数料は受注者が負担すること。

ウ 月ごとのキャッシュレス決済による収入納付額の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の 5 営業日前までに発注者に通知すること。

エ 決済手数料については、月ごとの収入金額を確認の上、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

オ 決済手数料は、月ごとの収入金額の総額から相殺することなく、別途請求書により発注者が受注者に支払うものとする。

- (3) 指定納付受託業務の対象となる収入の種類及び取扱件数（令和 7 年度実績）

ア 入館料（宮島歴史民俗資料館使用料）

区分	入館料（円／人）	入館者数（人）
一般	450	20,552
高校生	250	776
65 歳以上	220	2,289
小中学生	無料	2,153
一般（団体）	310	232
高校生（団体）	180	139
65 歳以上（団体）	150	16

※外国人入館者数 7,666 人

イ 文化財関連書籍売払収入

区分	実績額（円）	備考
図書	115,950	323 件・13 種類
宮島町史	7,000	1 件・3 種類

5 発注者へのサポート等

(1) 端末のセットアップのサポート

端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、利用者に対してキャッシュレス決済での支払いが可能であることを案内するため、取扱う決済ブランド等のロゴマークの掲示物を設置場所に無償で提供すること。変更が生じた場合は、その都度掲示物を更新すること。

(2) 運用サポート

障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

障害発生時には、迅速に対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

(3) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること。

操作マニュアルには、決済取消時の対応、誤操作等の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

(4) 端末の操作研修

端末の操作に関する研修を対面で行うこと。

6 情報セキュリティ対策

(1) 提案事業者は ISO27001 を提案書提出時点で取得していること。

(2) POSシステムを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(3) クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、遅漏防止のために適切な措置を講じること。

(4) 発注者が提供する一切のデータ、資料などを本POS提供以外の目的で使用し、複写し、複製し、又は第三者に提供しないこと。

7 法令等の遵守

POSシステムの提供において、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。契約期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

8 その他

(1) 緊急時体制について

発注者は、事故、災害などの緊急事態が発生した場合を想定し、POSの利用に支障がきたすことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。

また、本POSの提供において、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できない可能性が生じた場合には、直ちに発注者に報告し、協議の上対応するものとする。なお、この場合に生じた費用

はすべてPOS提供者が負担する事とし、事実を明らかにした報告書を遅滞なく発注者に提出すること。

- (2) 本業務において疑義が生じた場合は、発注者と受注者協議の上、決定するものとする。